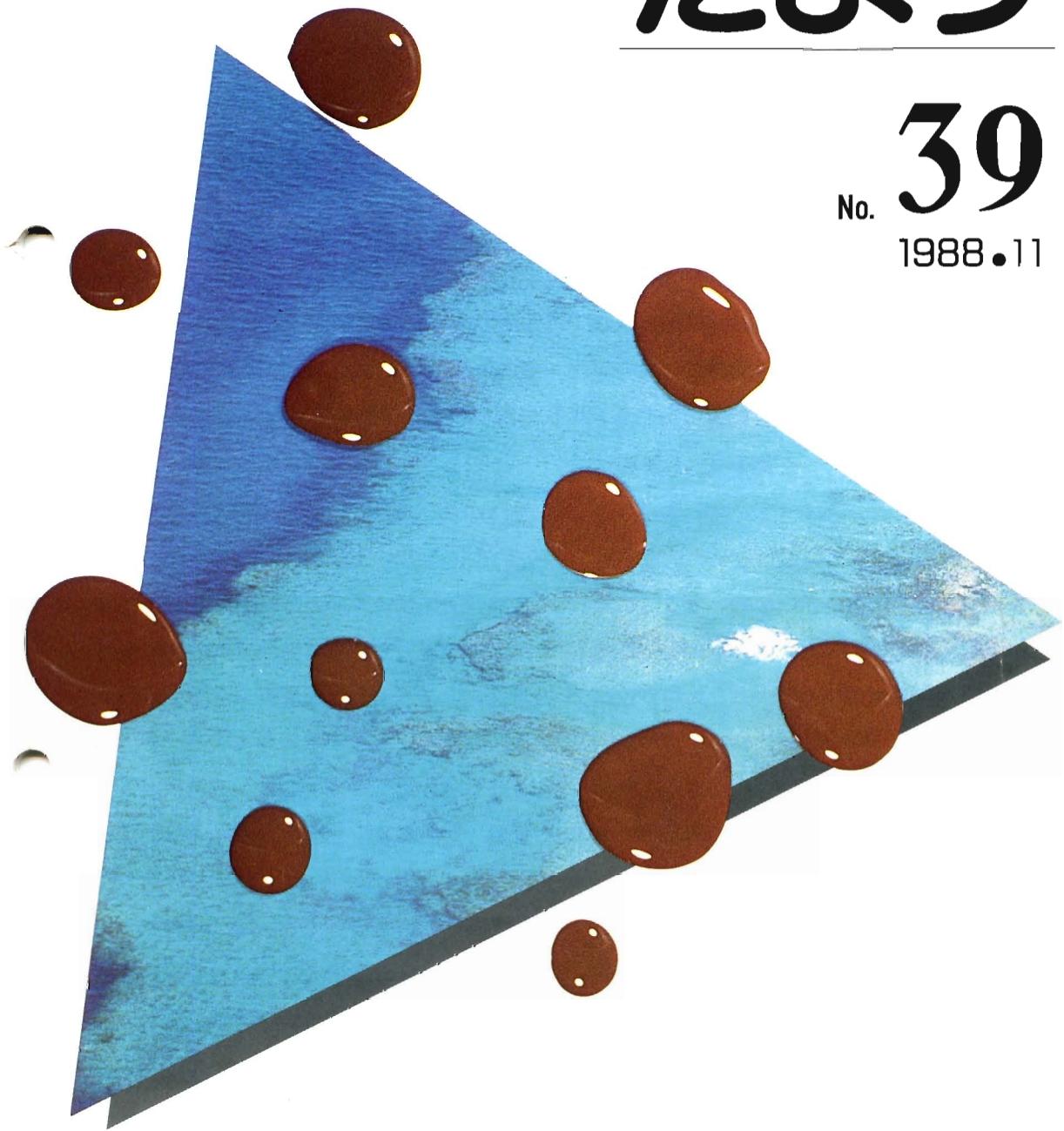


# 油濁基金 だより

39

No.

1988・11



財団法人 漁場油濁被害救済基金



昭和62年10月 鹿児島県種子島西之表市での油濁事故（その1）

山羊のふん状のオイルボールが大量に海岸へ漂着、漁民はアオサ等  
磯根資源に被害をもたらす恐れがあるため、海岸を清掃した。

## 目 次

### （寄 稿）

漁場を守るための油防除資材材の使い方(3) ..... 松本 謙 ..... 1

### （隨 想）

油濁事故の想い出(3) ..... 峯元芳廣 ..... 5

### （基金記事）

1. 現行類似制度の比較検討(1) ..... 小賀野晶一 ..... 7
2. 中央審査会の動き ..... 13
3. 海洋汚染の現状（「63年海上保安白書」より） ..... 15
4. 第8回豊かな海づくり大会について ..... 19
5. 地方審査会委員名簿 ..... 23
6. 危険な防除・清掃作業に従事する者についての障害保険制度 ..... 30

### （官庁等人事異動）

### （編集後記）

### （人物紹介）

## 漁場を守るためにの油防除資機材の使い方

(その2)粘度の高い油処理の巻き取り及び

(その3)固まった油処理の巻

油濁研究所 松本謙

### (4) 油ゲル化剤によるゲル化回収

おおよその要領は、前回に述べた粘度の低い油処理の場合に準じます。但し、冬季水温低下によって、油の粘度が上昇し、常温(20°C)では粘度の低い油(20~300センチストークス)であるものが、1,000センチストークス以上の粘度の高い油の仲間入りをする場合がありますが、このようなときは迷わず、その時点で示される油の性状に応じた処理をする方が自然の理にかなって、よい結果が得られます。

(注)センチストークスとは、油の粘性(粘り気)の度合である粘度の単位のことです。油の生産や販売などの産業分野で使われています。油が定められたガラス管の中を通過する秒数を測り、換算表で算出します。元来は、サー・ガブリエル・ストークスという学者の姓をとった、ストークスと呼ばれる単位ですが、数値が大きくなるので、便宜的にその100分の1をとったセンチストークスが普及しています。一方、物理や化学などの学問の分野で使われる油の粘度の単位は、やはり学者の名前からとった名称であるポアズで、その100分の1をセンチポアズといいます。ポアズ粘度のことを絶対粘度ともいいます。これに対して前者のストークス粘度のことを動粘度ともいいます。

「度量法」や「日本工業規格(JIS規格)」などでは粘度のことを動粘度といって、絶対粘度と区別しています。

世間では慣習的に動粘度のことを単に粘度といっており、従って一般に粘度といえば動粘度のことを意味します。両者の関係は次の通りです。

油の動粘度(センチストークス)

$$= \frac{\text{油の絶対粘度(センチポアズ)}}{\text{同温度における油の密度}}$$

油ゲル化剤を使うときの注意事項は二つあります。

- 油面にむらのないように均等に薬剤を散布します。農薬の散布に似ています。できるだけ噴霧状の散布が望ましく、庭木への散水のような大粒状の散水は、油面との接触が荒くなつてロスが多くなり避けるべきです。
- 攪拌棒などによる散布後の攪拌は、ゲル化の状態をよく見極めながら、ゆっくり攪拌することが大切で、急ぐあまり強く激しく攪拌すると、折角ゲル化しかかり、固くなりかけたものが細分化され、逆に油のしまりが軟化し、たも網による回収の能率を妨げます。

### (5) 油処理剤による乳化分散

一般に粘度の低い油に比較して、乳化分

散はわるくなります。使用に際しての注意事項は、前回の粘度の低い油処理の場合に準じます。

- 油面の厚さが数cmにも及ぶようなときは、適切な薬剤の散布は困難で、攪拌も十分に行なうことは無理ですから、数mm以下の油面を選んで散布します。
- 油処理剤の銘柄により、又はそのときの油種によって、乳化分散が思わしくないと判断されるときは、思いきって散布を中止することが大切です。効果がないのに散布を続けることは、単に経済的損失を招くばかりでなく、その他の過剰な環境への影響を及ぼすおそれがあります。

#### (6) 付着油・漂着油の除去

- 波に洗われている砂浜等の場合は穴を掘って油をため、別の容器に移しかえますが、海水が相当量含まれていることが多く、静置しても水の分離は望めません。焼却しようにも水分が40%以上もありますと、助燃剤の灯油や軽油だけが燃えて、肝心の回収油の方はそのまま末焼状態で残ります。対策としては、市販されている新規開発の水分分離剤（乳化破壊剤、エマルジョンブレーカーともいいます。）を容器の中で添加し、攪拌を十分行い、水分が分離して底の方にたまってきたのを抜くのが、少々手間がかかり、金もかかりますが、急がば回れの格言にかない、うまくゆくようです。薬剤をきちんとむらなく回収油全体に混入させることが秘訣です。
- 油の付着の著しい砂や砂利等は撤去し

て容器に移し、海水や加温海水（70°C以上）を注いで油を浮上分離させます。砂や砂利等の表面になおこびりついている油は油処理剤や低毒性の洗浄剤などを用いて油を分離します。分離液は油が含まれていますから、処理・処分に注意します。

- 岩場、コンクリートの人工物（岸壁、防潮堤、テトラポット等）の表面の付着油は、粘度の低い油と違って粘着性が強く、一部が固化しかけている場合は剥離が容易でないことはよく知られています。ぼろぎれや油吸着材による拭きとりのほか、放水、油処理剤の吹きつけ、油ゲル化剤の散布などが有効です。

水面に落下した油の回収も行います。油ゲル化剤を使う場合は、付着油の表面に均等に散布し、含有溶剤で付着油の粘性が低下し、流れ出した頃に注水して剥離油の固化を促進します。固化油は水面に浮きますから、たも網で回収できます。足場のわるい所では、長柄の薬剤散布棒を使う必要があります。

- コンクリートの人工物の表面の付着油に対して、市販の油固化粉末薬剤をふりかけて油を干しのり状に固化させ、1枚の油のりのようにしてはがす方法があります。その他、回収油に添加混合することによって、油を発熱粉末化し、処分を容易にする方法もあります。

### 6. 固形化油に対する資機材の使い方

固まった油の大きさは油種をはじめ、流出後の風化の受け方などにより様々です。

球状のものとしてオイルボールを例にとれば米粒程度のものから水瓜程度の大きさまでがあり、板状のものとして、ミナス系の重油のように大は畳の半分位から煉瓦位のものまであります。そのほか形の不定のものもあります。いずれの場合でも、固形化油は次のような特徴があります。

① 漂流中に発見することは困難です。オイルボールについても、海岸に打ち上げられる前に沖合で発見でき、回収できればこれにこしたことはありませんが、オイルボールをはじめ固形化油は、一般に比重の関係で海面すれすれの位置で、表面を水没状態で漂流する傾向があり、例外を除いて、空中からも、船上からも発見することはむずかしいとされています。

② 高粘性油に比較して、広がりの程度はさらに縮小されます。要するに漂流はするが、広がらないということです。この点は回収の面で大いに助かります。従って、海岸性を何十 km、何百 km と連続状態に漂着して汚染することはないのです。海岸漂着の場合でも連続にせいぜい 1 ~ 2 km 位止まりのようです。

③ 大量で、油塊がつらなっているような場合は、ほとんど機械力による回収に頼らざるを得ないのが現状です。人力による回収は、たとえ人海戦術によっても、少量で、1 人 1 人のたも網でくえる状態のものに限られます。

以上のように固形化油に対する資機材の使い方は、固形化油が流動体でないために、

油の流動性、粘性などの性状をうまく利用するというわけには参りません。従って効率よく処理しようとしても、流体と固体の違いという壁に妨げられてしまいます。対応としては固形のためやりやすい面もありますが、全体としてはやはり面倒でも我慢して、ひとつひとつ片付けてゆくより仕方がありません。

#### (1) オイルフェンスの展張

- せき止められて、ある程度固形化油がたまると、たまたま油塊全体に押しやる力が働いて、流れが強いときなどにはスカートが傾いたり、フロートが部分的に沈んだりして、固形化油が逸流することがありますので、オイルフェンスの展張の形が変る位に部分的に荷重がかかっているときは、竹竿などの棒で荷重のかかっている油塊を移動させて、オイルフェンスのせき止めを支援します。
- 二重展張乃至は三重展張が必要になります。全体を包囲する必要のないときは、風向や流れの方向を考慮して、必要な長さだけの多重展張が効果的です。
- 流れの速い所では、流し展張といって、オイルフェンスをアンカーで固定係留せずに、油塊全体を一重半乃至は二重に包囲して、油塊とオイルフェンスをそのまま流し続け、その間に油回収船による回収作業を行ないます。

時間的には昼間に限られますので、長くて10時間位可能です。

- 固形化油に対しては、A 型オイルフェ

ンス（海面上20cm、海面下30cm）よりもB型オイルフェンス（海面上30cm、海面下40cm）が向いています。

- 流し展張中は、何時オイルフェンスの展張の形が崩れるかも知れませんので、監視船を常に配置する必要があります。

#### (2) 油回収器（油回収船）による回収

- 比較的柔らかい固形化油の場合は、少量づつたも網ですくい取る人海戦術が有効です。

● 上記の場合でも大量のときは、人力では間に合わず、能率もよくありませんから、小型のクレーンを装備した台船などの作業船を使い、4角形の枠組に金網を張った回収網で油塊をすくい上げ、水切りを十分行って、船上の大型受槽に回収します。岸壁などの海岸で、トラック道路のある所では、クレーン車を利用すると便利です。

- 回収作業は高波、強風下では危険のためできません。せいぜい波高50cm程度、風速4～5m／秒が目安です。

- 油塊の性状如何によっては、ネットコンベアによる機械的回収も可能です。

#### (3) 油吸着財、油処理剤、油ゲル化剤の使用

これらは一切できません。役に立ちません。

#### (4) 付着油・漂着油の除去

- 岩場やコンクリートの人工物の表面の付着油の除去は、前述の高粘性油の処理の場合に準じます。但し、相當に強くこびり

ついているときには、可搬式高圧水洗浄機を使用して、20kg/cm<sup>2</sup>以上の水圧で、個々に剥離します。そのとき、水圧で剥離した固形化油の破片が飛散しないように小さな回収ネットでカバーする必要があります。高圧水洗浄機は錆防止のため清水を使用しますので、清水タンクを準備しなければなりません。また動力用として可搬式発電機なども必要です。

- 海岸の漂着油の回収については、海岸の状態にもよりますが、現状では残念ながら、ビーチクリーナーのような機械的回収装置で、どこの海岸においても使用可能な実用機は見当たりません。今後の研究課題です。

#### むすび

漁場を守るために油防除資機材の使い方の概要を3回にわたって述べましたが、何等かの参考にしていただければ幸甚です。防除技術は今流行の先端技術の恩恵は意外な程受けておらず、その点今後大いに飛躍向上する余地が残されています。又、油防除の面で、油の検知も非常に大切な課題です。陸上と違い海上は環境がきびしく、自然条件や電源などが油検知器の開発を阻害します。将来これらの種々の開発障害の問題が克服され、漁場を守るために有効な油防除資機材が開発され、漁場保全に貢献されることが望まれます。

（終り）

# 油にどっぷり

鹿児島県漁連

漁政対策課 峰元芳廣

「基金だより」を毎号みているが、これはどうも「基金業務報告書」みたいで全然面白味がない。

原稿を依頼されたので、私としては、以下肩のこらない内容のものとして書いてみたい。というのも今更、油濁事故そのものについて触れたところで面白くも何ともなかろうし、そこらあたりはすでに先輩諸氏が喋っておられる。私の出る幕じゃない。

日本という国は実に傑作なところで、経済立国よろしく沢山の犠牲を強いてきた割りには犠牲者の面倒など全くといっていい程無関心なのに、よくもまあこの原因者不明の油濁被害救済制度なんぞ創れたものだと思う。九年前に本制度の存在を知ったとき感心した。

当時の関係者が、それこそ人知れず大変な苦労の末実ったのか、それとも単なる気まぐれか、はたまた、うるさい蠅を叩き落とし損なったためアメリカン風ショートケーキを思い切ってプレゼントしたのか、発足当時の関係者心理には興が尽きない。

漁業に目を向けた制度は数多くあるが、金の出所に民間企業が加わっているということには驚く。米国企業は利益の社会還元として、文化・教育・福祉施設の整備を競って実施するときくが、方法に多少に違いは

あっても（ノルマ的であること）、本制度は、日本という国のなかにあっては実に進歩的、ユニークな仕組みといえる。

無益な訳の分からぬ「財団法人」が乱立し、槍玉にあげられた世情からして、財団法人、漁場油濁被害救済基金（「油濁基金」）はその実績からも、もっとPRして制度の拡充を図ってよいと思う。基金の名に匹敵する確固とした基本財源もなく、各県漁連を制度運営の窓口とした「油濁基金」の現陣容、専務以下オールスタークリアント9名は寂しすぎる。これはもっと拡充し、油濁被害がなくなったら公害対策の次の制度へ向けて発展的解消をするなど新制度創設に努力すればよいことである。

こう書けば、いかにも「油濁基金」にゴマすっているみたいであるが、とんでもない。漁業者の立場から願うことは“早くこんな制度がなくなるときが来ないかなあ”ということ。新鮮な魚をより沢山、より安くいかに供給するかの使命感に燃えれば燃えるほど油濁事故なんぞ腹が立つし、頭に来る。漁業生産だけに没頭できること。このことこそ漁民の悲願である。

このような漁民の救済制度が、なくなってしまし支えない世の中がやってきて欲しいとは思うが、公害問題を担当しているの

で、漁業外要因で漁民が泣かされる場面に多々出会い、憤慨し切っているので、泣く漁民を“よしよし”と救済してもらえる本制度の存在には、本当に「ありがたい」と思う次第である。

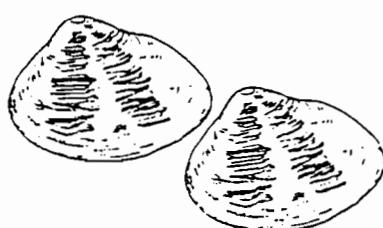
皮肉なもので油濁でもカッカするばかりでなく、すっきりする時もある。「オイルボール? 何それ」、今でも知らない人は多いし、まして県外の若いOLなど知る筈もない。観光鹿児島のあちこちに島嶼の砂浜で、夏のバカンス時期ともなれば若者連中が水着でキャーキーはしゃいでいる姿がみられる。すると突如「何よっ、これっ」との悲鳴があがる。みると油まみれの水着とだらしない顔がある。初めて気づく夏浜の恐ろしさである。その時、私はしっかりと、懇切丁寧に教えてあげるのです。「貴女、知らなかったの。これがね、鹿児島の海岸の名物オイルボールというんだよ。汚れたら新しいのに買い換えるほかないんだ。心配するなって、鹿児島の水着は安く丈夫ですぐそこの漁協の売店で売ってるんだから」と。若者の涙顔がかわいそうな

ので、補足することも忘れません。「この油付着による救済制度があるんだけれど、ただ、今のところねえ、対象が漁業被害を蒙る漁民だけなんだ。もししたら、貴女がた若い女達を救済することができるようになるかも知れないけれど。一緒に国に要望してみる?」一瞬、周りが静かになります。そこで、私としてはここぞとばかり、油濁の現状と制度の問題点を日常業務の延長としてアピールします。こんなときは、正に私は“油濁の使者”という感じで、自分がいかにドップリと油につかっているか実感します。

そして私は女人には実に優しいので、実質的救済方法も披露するのです。

「ただしねえ、現況でも方法はあるんだよ」

「貴女は、漁業者になる気はないの。漁業者になればねえ、50万円以上の水着を来て素潜りし、貝などを採りにゆき、もしも油で汚れて台なしになることがあれば、しっかり救済が受けられるんだよ」と私は漁民の花嫁対策も忘れません。



# 現行の類似制度の比較検討(1)

—漁場油濁問題調査検討会関連資料—

秋田大学助教授 小賀野 晶一

油濁等の水質汚染や大気汚染等により生ずる漁業被害のような経済活動に対する被害、また人の健康等に与える被害等についていかに賠償し、或は救済するかについて、従来は不法行為の理論、即ち「事故責任の原則」(或は「過失責任主義」)により他人の権利を侵害した者がその損害を賠償するという考え方に基づいて問題の解決が図られてきました。

然しながら、産業や社会の発展、高度化に伴い事故や災害の発生態様も変化し、このような対応では解決できない問題が多くなってきています。これに対応して不法行為の分野でも無過失責任領域を拡大する、被害者の救済をより厚くするために被害者の立証責任を転換するなど原因者の責任のあり方を変え、また賠償責任を確実に履行し得るようにするための補完的な制度の充実を図る等の動きが見られます。

さらに、加害者の責任を前提としない補償制度の創設や、より一層社会保障制度的な色合いを強めた国による補償制度の制定も行われています。

即ち、被害者の救済をより手厚くするという方向での対応がなされています。

原因者不明の油濁被害の救済制度もこのような流れのなかで理解されるべき制度で

あると考えられます。漁場油濁被害救済制度については、「事故責任の原則」或は「汚染者負担の原則(P.P.P.)」では対応出来ない問題であり、だれの責任と負担において救済すべきかにつき、本制度制定時に関係者間で議論がなされ、それぞれの立場により意見は異なるものの関係者即ち国、都道府県、石油に関連した業界及び漁業者が協力して問題の解決に当るとの合意に達し、実施されているものであります。

昭和62年度中に油濁基金にて進められた「漁場油濁問題調査検討会」の検討結果報告書は、前号より本誌に掲載中であります。この検討会の基礎資料の一部として作成された「現行の類似制度の比較検討」があります。

本号以下これを3回に分割掲載することにします。

## I. 現行の類似制度の比較検討

(引用文献; 野村好弘他編著『増補新版  
不法行為法』(学陽書房、1986年))

A 自動車損害賠償責任保険給付(自賠責  
保険給付)

### {法的根拠}

自動車損害賠償保障法(昭和30. 7.29  
法97)

目的；「この法律は、自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的とする。」（同法1条）

同法は、この目的を達成するため、加害者の賠償責任の強化、自動車損害賠償責任保険（共済）、政府の保障事業などについて規定している。

「自己のために自動車を運行の用に供する者」（運行供用者）は、自動車の運行による人身損害について、無過失責任に近い重い責任を負う」（同法3条）

{給付の内容・方法}（昭和60.4.15に死亡、後遺障害の場合の保険金額の増額が行われた。）

1) 死亡の場合に遺族に給付されるもの

① 納付の種類・内容

一時金（損害賠償）

② 受給権者

被保険者を経由して、相続人

③ 納付の額

死亡による損害（最高2,500万円）

a) （年収額－生活費（50～35%））×新ホフマン係数

b) 本人の慰謝料250万円

c) 遺族の慰謝料300万円～600万円（人数による。）

d) 葬祭料45万円が基準

死亡にいたるまでの障害による損害（最高120万円までの実費）

#### ④ 備考

200万円まで、仮渡金として、遺族へ直接支払うことができる。

2) 後遺障害の場合の本人に給付されるもの

① 納付の種類

一時金（損害賠償）

② 受給権者

被保険者を通じて被保険者本人

③ 納付の額

後遺障害等級1級～14級までの等級に応じて最高額2,500万～75万円まで、

a) （年収額×労働能力喪失率×新ホフマン係数）

b) 本人の慰謝料850万円～32万円（被害等級に応じて14ランクに分けられる。ただし、1～3級障害該当者で被扶養者があるときは、増額され最高は950万円とされる。）

3) 疾病・障害の場合に本人に給付されるもの

① 納付の種類

一時金（損害賠償）

② 受給権者

被保険者を通じて被害者本人へ

③ 納付の額

障害による損害賠償；最高120万円（救助搜索費治療関係費、休業損害、慰謝料）

#### {費用負担}

給付財源は、自動車の保有者による保険料の支払いである。

## B 公害健康被害補償給付

### {法的根拠}

公害健康被害補償法（昭和48.10.5 法  
111号）

目的；「この法律は、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁（水底の底質が悪化することを含む。）の影響による健康被害に係わる損害を填補するための補償を行うとともに、被害者の福祉に必要な事業を行うことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的とする。」（1条）

### {給付の内容・方法}

1) 死亡の場合に遺族に給付されるもの

#### ① 給付の種類

年金（2,4,6,8,12月支給）または一時金  
{遺族補償費（10年間を限度）、遺族補  
償一時金、葬祭料}

#### ② 受給権者

a) 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（ただし、死者の収入により生計を維持されていた者に限る。また、妻以外は、18歳未満または60歳以上に限る。）

b) 年金受給権者のない場合は、a)の順位による。

c) 葬祭を行う者

#### ③ 給付の額

a) 遺族補償標準給付月額×12（年額）  
(標準給付月額は死亡者の年齢・性別  
により26ランクに分かれ21万8,200円

～5万4,900円)

b) 遺族補償標準給付月額×36（736万  
～187万円）(ただし年金としての給付  
済の分は控除される。)

c) 46万6,000円

#### ④ 備考

他の法令による給付、賠償給付をうけるときは、給付を制限される。

2) 後遺障害の場合に本人に給付されるもの

#### ① 給付の種類

年金（2,4,6,8,12月支給）

a) 児童補償手当

b) 障害補償費

#### ② 受給権者

a) 15歳未満の障害の程度 特級～3級  
の者を養育する者

b) 15歳以上の障害の程度 特級～3級  
の者

#### ③ 給付の額

a) 特級；月額5万2,700円+介護手当  
3万6,500円（年額107万400円）、1級；  
月額5万2,700円(年額63万2,300円)、  
2級；1級の100分の50、3級；1級  
の100分の30

b) 障害補償標準給付基礎月額（年齢、  
性別により24ランク、最高24万9,300  
円、最低7万5,100円)×(100分の100  
～100分の30)（等級により区分、等級  
は3万6,500円を加算）（最高年額約  
343万円～最低約27万円）

#### ④ 備考

被特異性疾患の被害者については、後遺障害にかぎらず、現に障害のある者は救済される。

### 3) 疾病・障害の場合に本人に給付されるもの

#### ① 納付の種類

現物給付及び金銭

a) 療養の給付及び療養費

b) 療養手当

#### ② 受給権者

指定疾病の患者で公害によるものと認定された者（上記後遺障害の場合の障害等級に該当しない者（級外患者）をも含む）

#### ③ 納付の額

a) 現物給付（上記死亡の場合と同）

（ただし、やむをえないときは療養費を支給）

b) 入院15日／月以上 2万8,500円／月、

8～14日／月 2万6,500円／月、通院15日／月以上（ただし水俣病等は8日

／月以上） 2万200円／月、4日～14日／月（ただし水俣病等は2～7日／月） 1万8,200円を支給

#### {費用負担の仕組み}

都道府県知事等が行う補償給付の支給等に要する費用の全額及び公害健康福祉事業に要する費用の4分の3は、公害健康被害補償協会（同法68条以下）からの納付金をあてる（48条）。公害健康福祉事業に要する費用の4分の1は、都道府県の負担となる。上記納付金の財源は次の通り。

① 非特異的疾患の場合の補償給付の全部及び公害保険福祉事業費の全体の2分の1は、汚染負荷量賦課金のほか別に法律で定めるところによって徴収される金員をあて、公害保健福祉事業に要する費用全体の4分の1は、政府の補助金をあてる（49条1項）。

② 特異的疾患の場合の補償給付の全部及び公害保健福祉事業費の全体の2分の1は、特定賦課金をあて、公害保健福祉事業費の全体の4分の1は、政府の補助金をあてる（同条2項）。

上記の汚染負荷量賦課金の納付義務者は、全国のばい煙発生施設等設置者（52条）であり、指定地域内の施設とそれ以外の施設とで硫黄酸化物の単位排出量あたりの賦課金額に差をつけている（53条、54条）。上記の特定賦課金の納付義務者は、第2種地域に係わる指定疾病の原因物質を排出した特定施設等設置者である（62条）。

「本制度は民事責任を踏まえた制度であるから、大気汚染の原因者がその寄与の程度に応じて費用を負担することを基本としている。大気汚染の原因者には固定発生源と移動発生源とがあり、主要な汚染物質である硫黄酸化物及び窒素酸化物の総排出量を基礎に、固定発生源と移動発生源とが8対2の負担割合で費用を負担するものとしている」。（後記「中公審答申」より）

#### C 医薬品副作用被害救済基金給付 {法的根拠}

## 医薬品副作用被害救済基金法（昭和54年）

### 10.1 法55号）

目的；「医薬品副作用被害救済基金は、医薬品の副作用による疾病、障害又は死亡に関して、医療費、障害年金、遺族年金等の給付を行うこと等により、医薬品の副作用による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。」（1条）

#### {給付の内容・方法}

##### 1) 死亡の場合に遺族に給付されるもの

###### ① 納付の種類

年金（3,6,9,12月支給）または一時金

a) 遺族年金（10年間を限度）

b) 遺族一時金

c) 葬祭料

###### ② 受給権者

a) 次の順位（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）（ただし被害者の死亡当時被害者により生計を維持していた者に限る。）

b) 年金受給権者のないとき、a)の順位による。（ただし、被害者の死亡当時被害者と同一生計にあった者に限る。）

c) 葯祭を行う者

###### ③ 納付の額

a) 182万1,600円

b) 546万4,800円

c) 11万3,000円

###### ④ 備考

賠償責任者が明らかなときは給付を行わない、予防接種の副作用によるものを除く。

##### 2) 後遺障害の場合に本人に給付される

もの

###### ① 納付の種類

年金（3,6,9,12月支給）

a) 障害年金

b) 障害児養育年金

###### ② 受給権者

a) 18歳以上の障害者（医薬品の副作用による）

b) 18歳未満の障害者（同上）を養育する者

###### ③ 納付の額

a) 1級障害者208万2,000円、2級障害者166万5,600円

b) 1級障害者の養育者65万1,600円、2級障害者の養育者52万8,000円

##### 3) 疾病・障害の場合に本人に支給されるもの

###### ① 納付の種類

金銭

a) 医療費

b) 医療手当

###### ② 受給権者

病院または診療所への収容を要すると認められる場合に必要な程度の医療を受ける者

###### ③ 納付の額

a) 健保による療養費（ただし、他の制度により医療に関する給付を受けた場合はその給付の額を控除する）

b) 通院3日以上／月2万7,600円／月、3日未満／月2万5,600円／月、入院8日以上／月2万7,600円／月、8日

未満／月 2万5,600円、入院・通院を  
共にした月 2万7,600円／月

#### {費用負担}

製薬品の製造業の許可又は輸入販売業の  
許可を受けている者からの拠出金（同法31  
条）、政府の補助金（同法43条）から成る  
基金を設立。

### D 犯罪被害者等給付金給付

#### {法的根拠}

犯罪被害者等給付金支給法（昭和55.5.1  
法36号）

趣旨；「この法律は、人の生命又は身体  
を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げ  
た者の遺族又は重障害を受けた者に対し、  
国が犯罪被害者等給付金を支給することに  
ついて規定するものとする。」（1条）

救済の対象は、故意による犯罪行為によ  
る死亡あるいは死亡と同程度の重障害の場  
合である。

#### {給付の内容・方法}

##### 1) 死亡の場合に遺族に給付されるもの

###### ① 納付の種類

一時金（遺族給付金）

###### ② 受給権者

次の順位。(1)被害者の配偶者、(2)被害者  
の収入により生計を維持していた子・父母・  
孫・祖父母・兄弟姉妹、(3)その他の子・父  
母・孫・祖父母・兄弟姉妹

###### ③ 納付の額

給付基礎額（被害者の生前の収入日額に  
基づき算定。ただし年齢階層別に最高、最

低を定める）×1,300（ただし3）の受給権  
者は×1,000）（約936万円～220万円）

#### ④ 備考

他の法令による給付分は控除される。

##### 2) 後遺障害により本人に給付されるもの

###### ① 納付の種類

一時金として障害給付金

###### ② 受給権者

犯罪被害が重障害（身体上の後遺障害で  
政令で定める程度のもの）である者

###### ③ 納付の額

障害等級1級；給付基礎額（上記死亡の  
場合と同）×1,340、2級；同×1,190、3  
級；同×1,050（約1,005万円～262万500円）

#### {費用負担}

一般税収入（国税）

# 中央審査会の動き

## ○昭和63年度第2回中央審査会

昭和63年7月29日、本年度第2回中央審査会が開催され、千葉県木更津市等9件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程された案件は、漁業被害関係1件と防除清掃のみのもの8件である。漁業被害は、青森県下北地区の定置網及びわかめ養殖の被害であり、大規模な防除清掃作業を伴うもので、地方審査会を開催し、その検討を経て上程された。これらの案件は次のような点などについて質疑応酬などがあり、審議検討された結果別表（その1）のとおり認定された。なお、今回初めて防除清掃作業費の割増し（時間当たり110円）が青森県下北地区に適用された。

(1) 油濁基金が作業に立会っているが、割増しの妥当性、現場の状況いかん（現場にたどりつくまでの足場の悪さや現場の作業状況は、一般の海岸清掃より著しい汚染又は肉体的労働を伴うものであり妥当だと考える。）

(2) わかめ養殖の施設被害の経過年数を一律に一年とした理由いかん（当該地区の施設は、62年秋に全てが新規に設置されたもので、経過年数は一律一年である。）

(3) 漁船用船費には運航者（船長）の日当も含まれるか（用船費には運航者的人件

費が含まれる。なお運航者が、別途、防除、清掃作業を行えばその分の労務費が支払われる。）

## ○昭和63年度第3回中央審査会

昭和63年10月20日、本年度第3回中央審査会が、福井県下の水産関係諸施設等の現地視察を兼ねて、現地で開催された。

上程された案件は宮城県七ヶ浜町地区的防除清掃作業の案件のみで審議検討された結果別表（その2）のとおり認定された。

このほか、(1)「原因者不明油濁事故で救済対象とする被害と原因者判明事故の損害賠償請求事例」により原因者不明の場合の対策会議費及び申請事務費の取扱いについて意見交換が行われた。また(2)「原因者不明の漁場油濁被害額の認定について」により基金から、認定が厳正に行われている旨の説明を行った。



## (その1)

## 昭和63年度第2回中央審査会上程分

## 昭和63年度第2回中央審査会上程分

県・地区名	発生年月日	推定原因	発生場所	関係漁協	主な被害内容	認 定		備 考
						漁業被害	防除清掃	
千葉県 木更津市地区	63.4. 2 (重油漏出油膜)	船舶から漏出 (重油漏出油膜)	金田漁協のり漁場	金田漁協	防除清掃	円 7,971	円 7,971	
青森県 下北地区	4.23 (" C 重油相当 )	佐井村漁協地先 海岸一帯	佐井村漁協	定置網・わかめ 養殖防除清掃	2,505,485	13,689,585		
千葉県 木更津市地区	5. 1 (重油引き油膜)	金田漁協あさり漁場沖	金田漁協	防除清掃	—	17,003		
沖縄県 宮古島地区	5.24 (原油のオイルボール)	来間島及び与那覇前浜 一帯	平良市漁協	"	—	572,320		
鹿児島県 種子島地区	5.25 (オイルボール)	馬毛島及び本島 東海岸一帯	西之表市漁協	"	—	2,642,040		
鹿児島県 種子島地区	6.13 (" )	中種子町 東海岸一帯	中種子町漁協	"	—	2,296,400		
青森県 八戸市地区	6.15 (C 重油の油帶)	南浜漁協地先 海岸一帯	南浜漁協	"	—	775,615		
沖縄県 池間島地区	6.21 (オイルボール)	池間島地先 海岸一帯	池間漁協	"	—	3,520,360		
鹿児島県 種子島地区	6.27 (" )	西之表市上地区 地先海岸	西之表市漁協	"	—	1,678,360		
計				漁業被害1件 防除清掃9件(1)	2,505,485	25,199,654	( )は漁業被害 併発で内数	

## (その2)

## 昭和63年度第3回中央審査会上程分

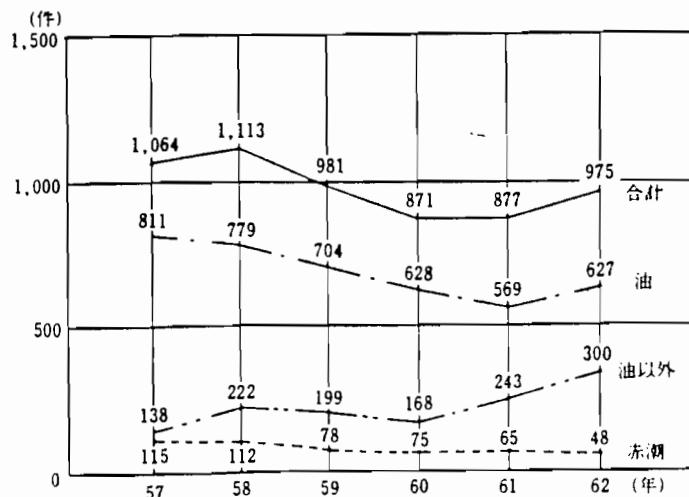
県・地区名	発生年月日	推定原因	発生場所	関係漁協	主な被害内容	認 定		備 考
						漁業被害	防除清掃	
宮城县 七ヶ浜町地区	63.9. 5	七ヶ浜町東宮浜より要 害浜冲合	東浜漁協 要害漁協	防除清掃	円 225,450	円 225,450		
63年度累計				漁業被害1件 防除清掃10件(1)	2,505,485	25,425,104	( )は漁業被害 併発で内数	

## 海洋汚染の現状

油濁を含む海洋汚染については、海上保安庁等の取締り努力等により減少傾向をたどっているものの、依然として油濁の被害の発生は続いている。

以下、昭和63年の「海上保安白書」から抜き出した「海洋汚染の現状」を掲載します。

第5-1図 海洋汚染の発生確認件数の推移



(注) 油以外とは、有害液体物質、廃棄物等をいう。

### 海洋汚染の発生確認状況

昭和62年に我が国周辺海域において海上保安庁が確認した海洋汚染の発生件数は975件となっており、61年の877件より98件増加した。これは、61年に比べ、赤潮による汚染が17件減少したものの、油による汚染が58件、油以外のものによる汚染が57件増加したためである(第5-1図参照)。

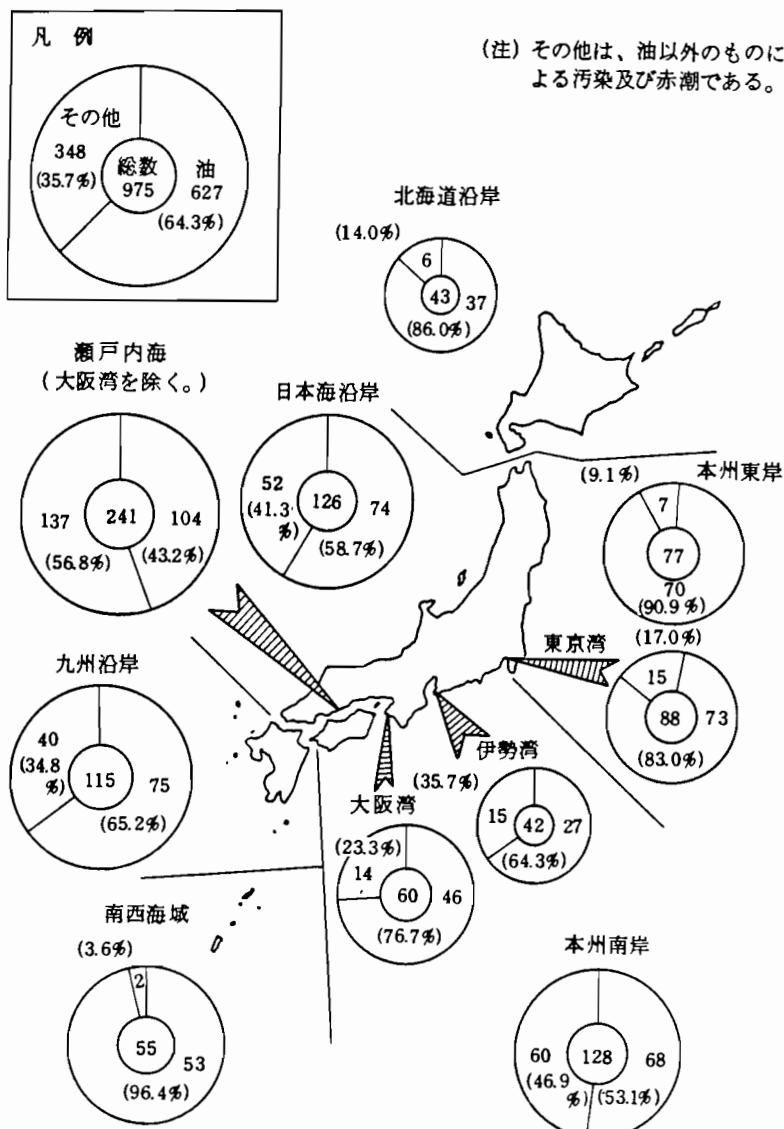
62年に確認した海洋汚染を態様別にみると

と、次のとおりである。

ア 油による汚染は、627件で全体の約64%を占めている。海域別では、大阪湾を含む瀬戸内海が150件、東京湾が73件等となっており、これら船舶交通のふくそう海域で発生したものが約4割を占めている(第5-2図参照)。

排出源別にみると、船舶からのものが大半を占め、排出源不明のものもそのほとん

第5-2図 海洋汚染の海域別発生確認状況(62年)



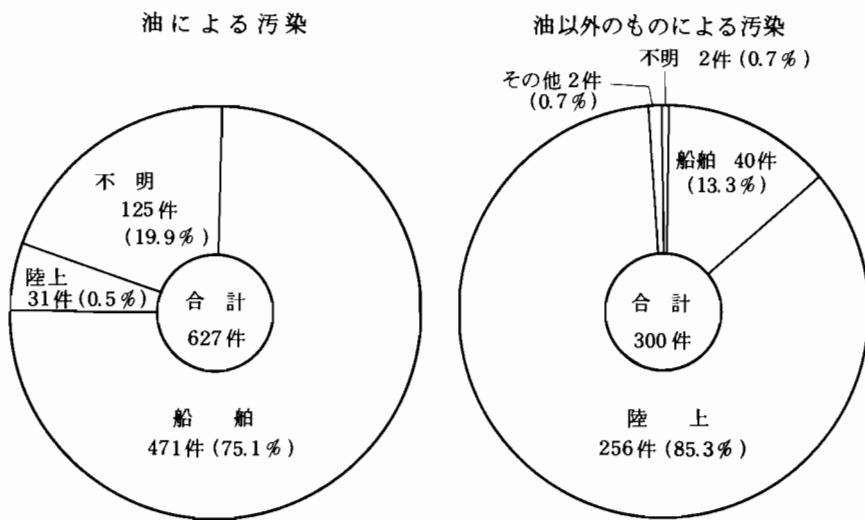
どが船舶からのものであると推定される。また、船舶からの排出と確認された471件を原因別にみると、取扱不注意及び故意によるものが大半を占めている。(第5-3図、第5-4図参照)。

イ 油以外のものによる汚染は、300件で全体の約31%を占めている。その内訳は、廃棄物267件、有害液体物質14件、工場排

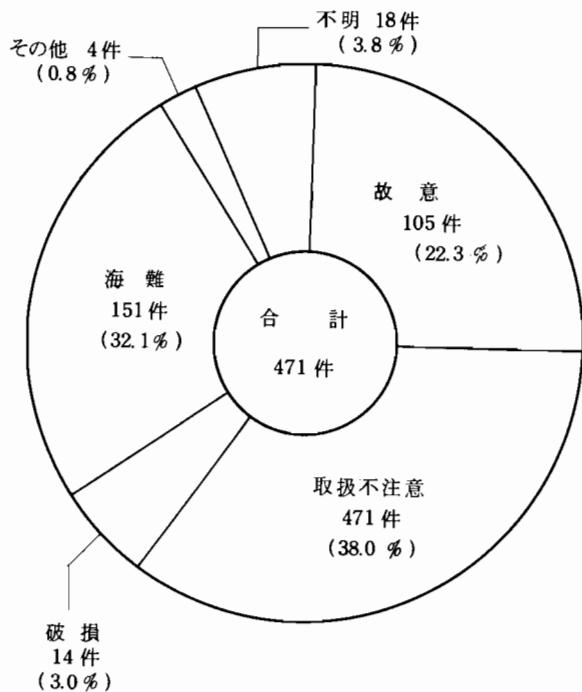
水14件、その他5件となっている。排出源別にみると、陸上からのものが約85%を占め、その原因のほとんどが故意によるものである(第5-3図参照)。

ウ 赤潮は、48件で全体の約5%であり、伊勢湾及び瀬戸内海(大阪湾を除く。)において多く確認されている。

第5－3図 海洋汚染（赤潮を除く。）の排出源別発生確認件数（62年）



第5－4図 船舶からの油による海洋汚染の原因別発生確認件数（62年）



海洋汚染の海域別発生確認件数の推移

年	種類	海 域		北 海 道	本 州	東 京	伊 势	大 阪	(瀬戸内海を除く)	本 州	九 州	日 本 海	南 西 海 域	合 計
		沿 岸	沿 岸	東 岸	東 岸	京 湾	湾	湾	海	南 岸	沿 岸	沿 岸	沿 岸	計
61	油		22	72	80	16	36	149	53	49	58	34	569	
	油以外	有害液体物質	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		廃棄物	2	3	4	4	13	102	29	35	31	10	233	
		その他	1	0	0	0	1	4	0	2	1	1	10	
		小計	3	3	4	4	14	106	29	37	32	11	243	
62	赤潮		0	2	2	19	2	21	7	5	7	0	65	
		計	25	77	86	39	52	276	89	91	97	45	877	
	油		37	70	73	27	46	104	68	75	74	53	627	
	油以外	有害液体物質	0	0	1	0	1	3	5	4	0	0	14	
		廃棄物	5	5	7	5	4	118	47	30	44	2	267	
		その他	1	1	5	0	5	0	1	2	4	0	19	
		小計	6	6	13	5	10	121	53	36	48	2	300	
	赤潮		0	1	2	10	4	16	7	4	4	0	48	
		計	43	77	88	42	60	241	128	115	126	55	975	

海洋汚染（赤潮を除く）の原因別発生確認件数の推移

年	種類	原 因						不 明	合 計	
		故 意	取扱不注意	破 損	海 難	そ の 他	計			
61	油	111	190	19	102	9	431	138	569	
	油以外	有害液体物質	—	—	—	—	—	—	—	
		廃棄物	231	1	0	0	0	232	1	233
		その他	6	2	0	1	0	9	1	10
		小計	237	3	0	1	0	241	2	243
62	計	348	193	19	103	9	672	140	812	
	油	112	194	23	151	4	484	143	627	
	油以外	有害液体物質	11	3	0	0	0	14	0	14
		廃棄物	264	0	0	0	1	265	2	267
		その他	17	2	0	0	0	19	0	19
	小計	292	5	0	0	1	298	2	300	
	計	404	199	23	151	5	782	145	927	

## 第8回豊かな海づくり大会について

本基金もその構成メンバーとなっている  
「豊かな海づくり大会」推進委員会が中心  
となって「第8回豊かな海づくり大会」が、  
昭和63年10月23日茨城県大洗市において清  
子内親王殿下ご臨席のもと盛大に挙行され

ました。

この大会において、本基金事業と密接な  
関連のある漁場保全部門で大会会長賞他を  
受賞した3団体の功績の概要をここに紹介  
します。

### 大会会長賞（漁場保全部門） 宮城県 桃浦地区漁業協同組合

#### （功績の概要）

桃浦地区漁業協同組合は、宮城県石巻市  
の牡鹿半島中南部の萩浜湾（石巻湾の一部）  
に位置し、古くからカキ養殖業の盛んな地  
区である。

近年萩浜湾では、カキ養殖によるカキの  
排出物や都市生活排水の流入に加え、遊漁  
ブームの中での遊漁者の投棄ゴミ等が徐々  
に堆積し、漁場環境が著しく悪化して、昭  
和56年には水質汚濁のため魚介類の酸欠に  
による斃死現象が発生した。

これを契機に、組合では自主的に漁場の  
底質改善を目標として、独自の海底耕うん  
機の開発・改良に努めるとともに、これを  
利用した海底の清掃・耕うん作業を永年に  
わたり積極的に行い、漁場環境改善による  
豊かな海づくりを組合全体として実践して

石巻市大字桃浦字上の山66-92  
きた。

また、漁場環境の悪化は、一組合にとど  
まらず広域的な課題であることから、当組  
合では近隣の組合に広く呼びかけ、昭和58  
年～59年度の2年間にわたり、國の小規模  
漁場保全補助事業を導入し、その後も組合  
独自の事業として現在まで海底清掃・耕う  
ん作業を継続し、豊かな漁場・海づくりを  
推進している。

さらに、この組合の実践は地元住民の環  
境保全意識を啓発向上させ、地域ぐるみの  
浜掃除や海上投棄防止の呼びかけ運動を展  
開し、その結果、現在、良品質のカキを生  
産するようになり、また、この運動は同地  
区に止まらずに他地区の組合及び地元住民  
にも広がっている。

この様に、桃浦地区漁業協同組合の漁場

保全による豊かな海づくり運動は、一地域から広く他地域に波及し、その効果も顕著になっている。

#### 桃浦地区漁業協同組合の漁場保全実践活動

- 昭和49年 漁場更生の検討。
- 昭和50年 漁場老化防止を図る目的で、マンガンを用いて海底清掃を実施。
- 昭和54年 広島県地御前漁業協同組合に海底耕うんの実施状況を視察（当地区への導入を検討）。
- 昭和55年 耕うん器具の試作、検討（耕うん実験の実施）。
- 昭和56年 水中テレビによる耕うん実験。
- 昭和58年 小規模漁場保全事業により、海底清掃、耕うんを実施(12日間)。

- 昭和59年 小規模漁場保全事業により、海底耕うんを実施（8日間）。
- 昭和60年 組合独自で海底清掃、海底耕うんを6月7日～9日、7月5日～6日（5日間）実施。
- 昭和61年 組合独自で海底清掃、海底耕うんを6月10日～13日、7月10日（5日間）実施。
- 昭和62年 組合独自で海底清掃、海底耕うんを5月6日～10日、7月5日（6日間）実施。
- 昭和63年 組合独自で海底清掃、海底耕うんを5月30日～6月1日、7月1日（4日間）実施。なお、8月10日も実施を予定している。

### 農林水産大臣賞（漁場保全部門）

福岡県 玄海島漁業協同組合婦人部

#### （功績の概要）

玄海島漁業協同組合は、福岡県福岡市内にあり、博多湾から北西海上18kmの湾口部にある周囲約4kmの玄海島に位置し、釣り・刺網・フグカゴ・磯根漁業を営む組合である。

昭和30年頃から工業化や都市の巨大化とともにあって、下水を通じ海へ流入するゴミの量が増加し、次第に島の各浜にゴミが波で打ち上げられるようになった。このため当時（昭和30年）発足した婦人部は、『豊

福岡市西区大字玄海島21  
かで美しい島を後世に』や『自分達の島は自らの手で守ろう』をスローガンに、今日に至るまで以下の様な漁場と島全体の環境保全に継続的に取組んできた。

この環境保全を通じた豊かな海づくり運動は、現在県内全域の組合で共有されるものに発展しつつある。

#### （1）磯漁場及び海浜の清掃

毎月2回島内を8地区に分け、33年の長期にわたり婦人部全員で海浜の清掃を行っている。特に近年釣り人の来島が増え、ゴ

ミの投棄が目立つ磯漁場周辺の清掃を重点的に行っている。

また渡船の到着時に島内放送で弁当・空かん等を放置しないよう呼びかけている。

#### (2) 島の環境美化運動

公園の草取り、花壇の手入れを行っている。また燈台周辺、農道沿いの草取りも行っている。

#### (3) 家庭内のゴミ収集運動

婦人部が各家庭や公共のゴミ箱内のゴミを収集し環境の美化に努めている。この運動が引金となり、焼却場が整備された。

#### (4) 合成洗剤の追放運動

稚魚や稚貝に影響を及ぼす合成洗剤追放運動を行っている。この運動の一環として、年3回各家庭に粉石鹼の配布をしている。

## 水産庁長官賞（漁場保全部門）

### 山口県 吉母漁業協同組合婦人部

#### （功績の概要）

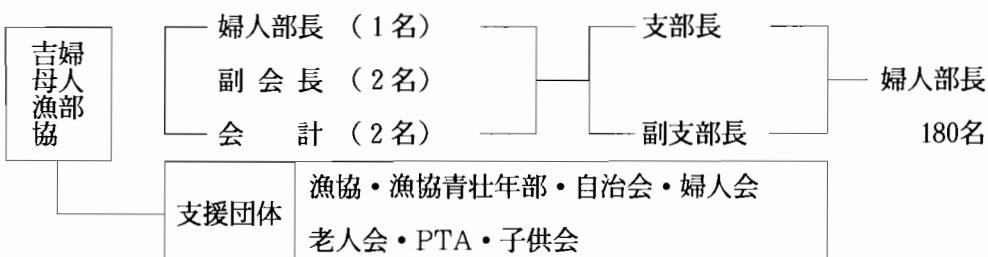
吉母漁業協同組合は、山口県下関市の日本海響灘に面し、延縄・一本釣・採貝藻を主な漁種とする典型的な沿岸漁村である。

婦人部は『海を守り、海から生活の糧を得る』ことをスローガンに昭和29年に設立され、その後月1回の海浜清掃や合成洗剤追放運動等漁場環境保全に長年努力してきた。さらに、近年の都市化やレジャーブーム、そして地元への水産加工場誘致の中で、生活排水や産業排水等による海の汚染を防止するため、婦人部が中心となり漁協、自

下関市大字吉母1488-3

治会等地域各種団体、行政機関に働きかけ、集落環境整備事業導入による生活排水処理施設の整備や、公衆トイレの設置、さらに水産加工場からのウニや海藻の残さを家庭菜園の肥料として利用する等の活動を主导的に担っている。

また、婦人部は、環境保全に努めてきた海を漁業以外でも積極的に活用するため、海の家等による海水浴場の施設運営事業を昭和30年から開始し、漁村婦人の就労の場の拡大を図るなど、漁家経営の安定や漁村の活性化の中心的役割を果たしている。



## 主要な活動内容

### 1. 海を守る活動

- ・海浜清掃 毎月第3日曜日 婦人部全員と老人会協賛参加
- ・合成洗剤追放運動 天然石けん利用率83%
- ・市文化財「はまゆう」保護管理、砂防樹の植樹管理

### 2. 海を生かす活動

- ・「海の家」海水浴事業（冬季網加工事

業（施設有効利用）実施

- ・魚の一次加工事業の実施

### 3. 渔村のくらしをそだてる活動

- ・「婦人部会館」建設（冠婚葬祭・生活簡素化活動・文化活動）
- ・婦人部生活学級開催、婦人部だより「白砂」の発行
- ・環境整備 四季の花だん管理 墓地への水道布設工事等



## 地方審査会委員名簿

任期満了に伴い、昭和63年8月当基金理事長から委嘱された地方審査会の委員（任期は63.8.1～65.7.31）は、次のとおりである。

都 県	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
青 森	石 岡 勝 栄	県漁連 専務
	高 杉 芳 曙	県信漁連 専務
	森 内 秀 磨	県漁業共済組合 専務
	渡 辺 幸 造	県水産振興会 常務
	武 尾 善 藏	県水産部 次長
	和 泉 四 郎	県環境保健部 公害課長
	高 橋 邦 夫	県水産増殖センター 所長
	羽 賀 兵 吉	県商工会議所連合会 常任幹事
	月 館 賢 太 郎	県石油商業協同組合 理事長
	深 井 保 夫	東北電力(株)青森支店長
宮 城	柴 原 博	県漁連 会長
	星 郁 夫	〃 専務
	毛 呂 達 夫	県信漁連 専務
	大 山 守 一	県漁業共済組合 組合長
	大 柳 雄 彦	県水産林業部 次長
	藤 原 等	〃 水産振興課長
	石 田 信 正	県水産試験場 場長
	西 澤 敏	東北大學 名譽教授
	齊 藤 八 郎	県商工会議所連合会 常任幹事
	佐 々 木 義 明	県石油商業協同組合 海上部会幹事
千 葉	広 部 富 雄	県漁連 常務
	布 施 博	県漁業共済組合 常務
	高 柳 健	(財)県漁業振興基金 前専務

都 県	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
千 葉	安 田 昭	（財）県漁業振興基金専務
	川 名 久 雄	県水産部 水産課長
	小 澤 孝 好	〃 栽培漁業課長
	上 倉 一 宏	県水産試験場 場長
	吉 田 勇	(社)県商工会議所連合会 専務
	深 見 渉	東京湾海難防止協会 千葉支部長
	白 鳥 真 一 郎	(社)京葉地帶經濟協議会 専務
東 京	三 田 豊 一	都漁連 会長
	津 久 井 清	港漁業協同組合 組合長
	小 松 三 千 代	都漁業共済組合 専務
	草 莢 正	都漁船保険組合 専務
	長 谷 川 浩 三	都農林水産部 水産課長
	伊 藤 茂	都水産試験場 場長
	森 内 熙 宇	都水質保全部水質規制課長
	小 山 一 実	東京商工会議所中小企業相談所商工相談室長
	笹 野 好 男	〃 名譽議員 (株)千才商会 社長
愛 知	郷 良 太 郎	〃 議員 (株)ニチエン化工 社長
	岡 田 勤	県漁連 会長
	藤 本 忠 国	県漁業共済組合 組合長
	木 村 金 雄	県漁船保険組合 組合長
	熊 田 潮	県栽培漁業協会 書記
	中 村 匡 宏	県農業水産部水産振興室長
	太 田 力 登	県水産試験場長
	喜 田 和 四 郎	三重大学生物資源学部教授
	古 田 二 朗	古田技術事務所長
福 井	神 谷 和 樹	東海鉄鋼協会 専務
	岡 村 邑 左 雄	出光興産(株)愛知製油所副所長
	中 島 昭 二	県漁連 参事
福 井	清 水 喜 義	県信漁連 参事
	西 尾 治 郎	県漁業共済組合 専務

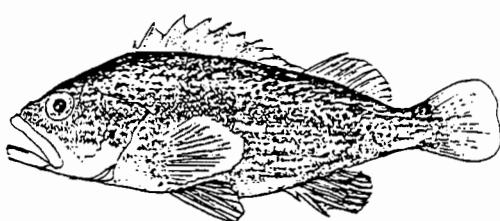
都 県	氏 名	所 屬 ・ 役 職 名
福 井	小 堀 弘	(社)県漁業指導協会 専務
	桑 原 一 雄	県県民生活部環境保全課長
	秦 欽 弥	県農林水産部 水産課長
	古 川 有 恒	県水産試験場々長
	山 口 達 郎	県商工会議所連合会 専務
	山 田 与 志 夫	セーレン(株)取締役技術部長
	大 下 隆	東洋紡績(株)敦賀工場 工務部長
兵 庫	青 正 輔	県漁連 専務
	天 野 栄 藏	県信漁連 専務
	岸 峯 夫	県漁業共済組合 専務
	伊 藤 光 一	(財)県水産公害対策基金 専務
	広 末 哲 郎	県農林水産部 水産課長
	藤 井 昌 昭	県保健環境部環境局 水質課長
	高 橋 伊 勢 雄	県水産試験場長
	榎 谷 力 生	姫路商工会議所 専務
	河 地 紀 英	(株)神戸製鋼所環境防災部副部長
	佐 々 木 茂	出光興産(株)兵庫製油所副所長
岡 山	西 川 太	県漁連 専務
	原 田 義 政	県漁業共済組合 組合長
	勝 山 明	県漁業信用基金協会 専務
	岸 本 亘 朗	(財)県漁業操業安全協会 監事
	清 水 昭	県農林部 水産課長
	清 水 正 志	県環境保健部水質保全課長
	三 宅 與 志 雄	県水産試験場場長
	信 江 茂	県商工会議所連合会 専務
	瓜 生 貫 太 郎	川崎製鉄(株)水島製鉄所 総務部長
	小 田 中 誠 一 郎	耐火物協会中国四国支部長
広 島	神 田 正 清	県漁連 会長
	吉 岡 好 夫	〃 副会長
	大 井 清 藏	県信漁連 会長

都 県	氏 名	所 屬 ・ 役 職 名
広 島	佐 久 間 森 三	県漁業共済組合 組合長
	保 田 昌 広	県農政部水産漁港課長
	木 原 敏 博	県環境保健部環境保全課長
	田 平 利 明	県水産試験場 場長
	堀 田 卓 己	県商工会議所連合会 幹事長
	水 田 晴 雄	日本鋼管(株)福山製鉄所 総務部課長
	玉 木 一 二	県石油商業組合 理事長
山 口	浜 村 博	県漁連 専務
	中 野 昌 一	(社)県漁村振興協議会常任理事
	綿 加 直 幸	県信漁連 専務
	西 村 祐 一	県漁業共済組合 専務
	三 好 貞 治	県水産部 次長
	水 沼 豊	県環境保健部環境保全課長
	河 村 春 男	県内海水産試験場長
	高 嶋 寿 雄	岩国商工会議所 専務
	内 山 實	出光興産(株)徳山製油所 副所長
	松 本 雄 吉	宇部興産(株)庶務部長
香 川	長 町 鍛 二 郎	県漁連 専務
	藤 原 恵 三 郎	県のり養殖研究会々長
	多 田 政 信	県漁業共済組合 専務
	平 岡 雅 朗	県漁業操業安全協会事務局長
	三 好 浩	県経済労働部水産課長
	納 田 徹 也	県環境保健部公害課長
	合 田 理	県水産試験場 場長
	広 瀬 実	県商工会議所連合会 専務
	徳 田 和 義	四国電力(株)香川支店長
	河 西 収	県石油商業組合 県石油協同組合 相談役
愛 媛	浅 野 次 郎	県漁連 専務
	大 元 勝 美	県信漁連 専務
	中 谷 芳 勝	県漁業共済組合 専務

都 県	氏 名	所 屬 ・ 役 職 名
愛 媛	堀 本 次 男	県漁業信用基金協会 専務
	赤 崎 寧	県水産局水産課長
	塩 梅 豊	県保健環境部環境保全課長
	矢 野 主 稔	県水産試験場 場長
	天 地 計 延	県商工会議所連合会 事務局長
	山 下 俊 次	四国電力(株)愛媛支店長
	滝 井 龍 一	コスモ松山石油(株)総務課長
高 知	中 野 廣 中	県漁連 専務
	浜 窪 大 蔵	県信漁連 専務
	久 保 光 男	県漁業共済組合 専務
	岡 田 誠 一	県漁業信用基金協会 専務
	清 遠 英 雄	県水産局漁業振興課長
	浜 田 康 行	県保健環境部環境対策課長
	窪 田 敏 文	県水産試験場 場長
	下 元 敏 晴	高知弁護士会所属
	田 上 正 雄	県商工会議所連合会 専務
島 根	渋 谷 唯 猪	県石油業協同組合 専務
	中 島 俊 夫	県漁連 会長
	道 前 義 勇	県信漁連 会長
	家 中 高 吉	県漁業共済組合 専務
	渡 辺 健 造	県沿岸漁場整備開発協会 理事
	山 本 貞 夫	県農林水産部漁政課長
	磯 田 和 保	県総務部消防防災課長
	大 野 明 道	県水産試験場 場長
	当 木 哲 夫	県商工会議所連合会 幹事長
福 岡	土 田 好 治	県商工会連合会 会長
	持 田 治 雄	県石油商業組合 理事長
	白 木 秋 好	県漁連 専務
福 岡	小 宮 光 峰	県信漁連 専務
	田 中 好 廣	県漁船保険組合 専務

都 県	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
福 岡	黒 田 孝 夫	県漁業共済組合 参事
	多 胡 信 良	県水産林務部 水産振興課長
	古 賀 康 夫	県衛生部環境整備局環境保全課長
	三 井 田 恒 博	県豊前水産試験場 場長
	伊 藤 正 行	県商工会議所連合会 事務局次長
	若 杉 健 太 郎	新光商事(株) 会長
	福 沢 健 一	九州電力(株)立地環境部長
大 分	安 藤 治 人	県漁連 会長
	嶋 原 勝	県信漁連 会長
	吳 藤 一 郎	県漁業共済組合 組合長
	岡 本 義 久	県漁船保険組合 組合長
	三 石 治 徳	県林業水産部漁政課長
	青 木 信 之	県環境保健部公害規制課長
	益 田 信 之	県水産試験場々長
	柴 田 辰 男	県商工会議所連合会 専務
	平 田 英 之	昭和電工(株)大分事務所長
	岩 松 鵬 助	九州石油(株)大分製油所総務部長
長 崎	亀 山 太 助	県漁連 専務
	田 中 美 代 治	県信漁連 企画推進部長
	末 田 正 三	県漁業共済組合 専務
	坂 江 松 一 郎	県漁業信用基金協会 専務
	小 野 伸 夫	県水産部漁政課長
	平 功 吉	県保健環境部保健環境総務課長
	田 島 俊 彦	県水産試験場長
	本 田 千 代 松	県商工会議所連合会 事務局長
	若 林 勘 一 郎	県経営者協会 副会長専務
	藤 岡 邦 雄	県石油協同組合、県石油商業組合 理事長
鹿児島	中 村 幸 雄	県漁連 専務
	福 留 正 志	県信漁連 専務
	阿 久 根 邦 夫	県漁業共済組合 常務

都 県	氏 名	所 屬 ・ 役 職 名
鹿児島	岩 切 成 郎	鹿児島大学水産学部 学部長
	山 下 耕 平	県林務水産部水産振興課長
	渡 辺 忠 明	県保健環境部公害規制課長
	九 万 田 一 己	県水産試験場 副場長
	徳 持 義 廣	県公害防止協会 事務局長
	百 田 律 彦	九州電力(株)鹿児島支店長
	田 中 稔	鹿児島商工会議所 専務
沖 縄	照 屋 正 吉	県漁連 専務
	我 那 霸 生 精	県信漁連 専務
	照 喜 名 朝 進	県漁業共済組合長
	田 場 典 秀	県漁業信用基金協会 専務
	赤 嶺 勇	県農林水産部漁政課長
	大 城 信 雄	県環境保健部公害対策課長
	伊 野 波 盛 仁	県水産試験場長
	照 屋 盛 通	県商工会議所連合会 常任幹事
	向 井 功	沖縄電力(株)研究開発部長
	嶺 井 隆	沖縄石油精製(株)安全環境部長



# 危険な防除・清掃作業に 従事する者についての傷害保険制度

昭和62年度から昭和63年度にかけて開催いたしました「漁場油濁被害救済担当者会議」各ブロック会議において、漁連等の油濁事故担当者から要望された事項である「危険な防除・清掃作業に従事する者についての傷害保険制度の検討」について、本基金では（株）中央漁業公社と協議・研究

しました。その結果、下記のような保険設定が可能であることがわかりましたので、ここにご紹介いたします。

なお、本保険についてさらに詳しくお知りになりたい方は、（株）中央漁業公社（Tel 03-294-7691）まで直接お問い合わせ下さい。

## 1. 保険引受者

共栄火災海上保険相互会社

代理店（株）中央漁業公社

（これ以外にも引受業者あり）

たり226円追加）

死亡・後遺傷害 164円／日・人

入院 38円／日・人

通院 24円／日・人

合計 226円／日・人

## 2. 保険事故及び被保険者

油濁基金が認めた防除・清掃作業に従事する者についての死亡・傷害事故

(2) 「普通傷害保険」の基本料率（週単位、

50名未満、1名当たり2,030円／人・週）

死亡・後遺傷害 1,400円／人・週

入院 390円／人・週

通院 240円／人・週

合計 2,030円／人・週

## 3. 保険金額

死亡 10,000千円／人

後遺傷害 10,000千円／人（上限）

入院 3,000円／日・人（180日限度）

通院 2,000円／日・人（90日限度）

（注）・(1)の契約者は法人に限り、(2)は法人

又は個人

・(2)の「週単位」とは、7日間以内の

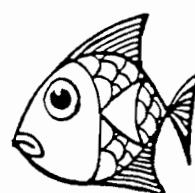
保険期間

## 4. 保険料

(1) 「行事参加傷害保険」の特別集団割引料率（1日当たり、50名以下は定額11,300円=226円×50人、51名以上は1名当

## 5. 契約方法別の保険内容等

	第 1 案	第 2 案
契約方法	年間包括契約	随時契約
契約者	油濁基金 漁連 漁協等法人	漁協等法人又は個人
保険料支払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50名以下は定額11,300円／日（226円×50人）</li> <li>・51名以上は1名当たり226円／日追加</li> <li>・前年度加入実績（人数単位、適用日数）を契約時に支払い、年度末に実利用人数単位、日数により精算</li> </ul>	1名当たり2,030円／人・週を支払い、精算なし
告知事項	作業があった場合は、翌月15日までに実施日程、漁協名、作業場所、参加人数等を報告	作業開始前契約時に日程、作業場所、作業者リスト等を報告。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故が起きた場合は、作業者リスト及び事故者名等を提出</li> <li>・年度内に1回も作業がなかった場合でも1単位分（11,300円）は払戻しなし</li> </ul>	



## 官 庁 人 事 異 動

所 属	年 月 日	職 名	新 任 者	前 任 者
通商産業省	63.11.25	公害防止課長	石 海 行 雄	佐々木恭之助

### (編集後記)

装いを新たにした『油濁基金だより』の発行も今号で第3回目となります。油濁被害のカラー写真掲載、各漁連油濁担当者の手記や人物紹介等、読者の皆様に親しまれる紙面の提供に努力しているつもりですが、いかがなものでしょうか。

今後とも『油濁基金だより』を通じて、原因者不明の油濁被害の現状の姿、油濁防止技術対策等の紹介、そして各浜で油濁の処理に苦労されている漁業者や漁連担当者

の方々の生の声が伝わる紙面となるよう、換言すれば、読んで面白く為になる機関紙となるよう努力したいと思います。

そのためにも、浜からの声（原稿）を本基金あてにどしどしお寄せ下さるようお願いします。さらに、こういう内容のものを盛り込んだらどうか、装てい等はこうしたらどうかといったアイデアがあれば是非教えていただきたいと思います。





昭和62年10月、鹿児島県種子島西之表市での油濁事故（その2）

油濁を受けた海岸の一斉清掃風景

(人物紹介)



沖縄県漁業協同組合連合会

総務部 企画指導課

比嘉政次

### ＝油濁の仕事について一言＝

本県の場合、昭和53年頃に比べオイルボールの漂着が減少したように感じられる。

これは、防除清掃作業のおかげなのかそれとも毎日のように本県近海を航行するタンカーのタレ流しが減少したのか原因はわからない。

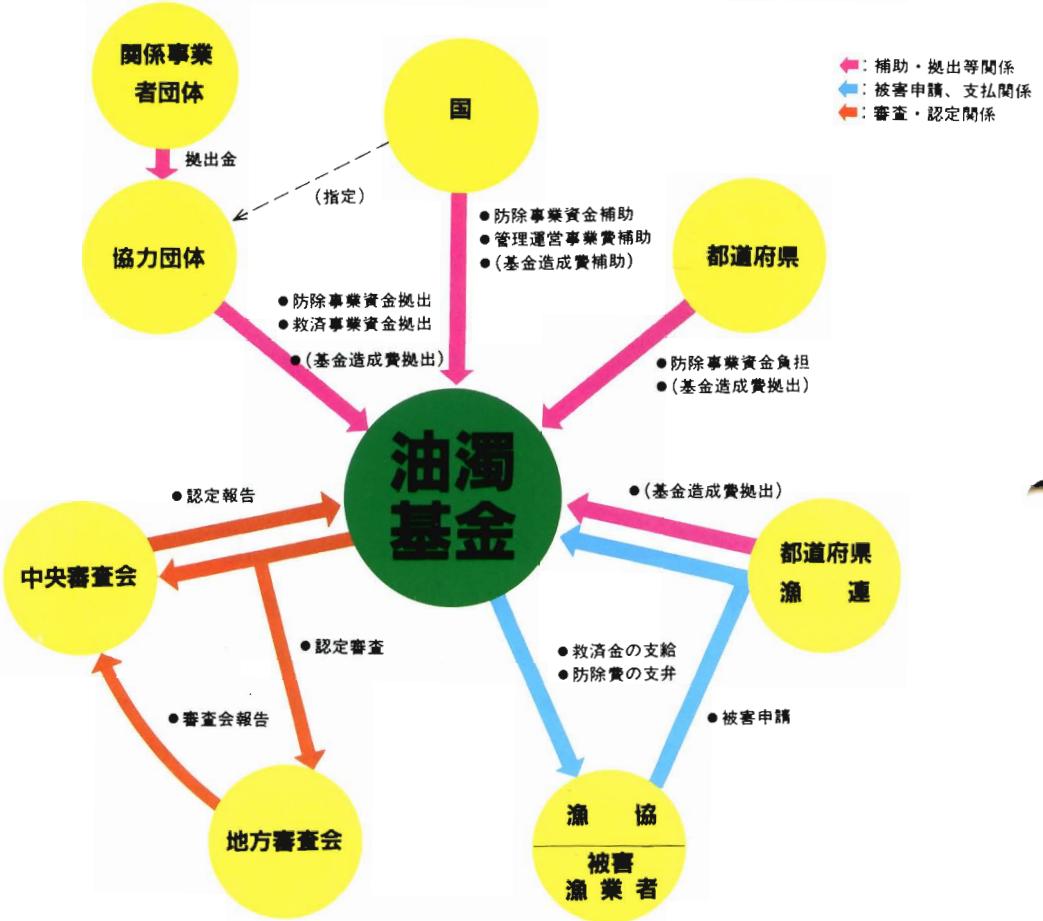
しかし夏場の防除清掃作業は避けたいものである。直射日光がつよくて、ばてるだけで仕事にならない。

作業者の皆さんには、ほんとにご苦労さんといいたい。

オイルボール清掃作業があるかぎりその気持は変わらないだろう。

//防除清掃作業に携わるみなさんほんとにご苦労様です//

## 漁場油濁被害救済制度のしくみ



農林水産省関係 (社) 大日本水産会

運輸省関係 (社) 日本船主協会

通商産業省関係 石油連盟

日本内航海運組合連合会

電気事業連合会

(社) 日本旅客船協会

(社) 日本鉄鋼連盟

(財) 日本船舶振興会

(社) 経済団体連合会

発行月 1988年11月

発行所 財團法人 漁場油濁被害救済基金

住 所 〒101 東京都千代田区内神田2-2-1  
鎌倉河岸ビル6階

電 話 03-254-7033

ファックス 03-254-3978(F)